



建築 CPD 情報提供制度

センターの CPD

参加登録者用ガイドライン (センター会員用)

公益財団法人建築技術教育普及センター

<https://www.jaeic.or.jp/>



MAIL : jsk-cpd@jaeic.or.jp

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

(2025 年 08 月 18 日版)

建築 CPD 情報提供制度について簡単に解説！



建築 CPD 情報提供制度とは？

簡単にいうと個人が講習などを受講することによって継続して学習し、能力向上を図っている時間を単位として「見える化」したものです。

● メリット

自己研鑽の実績を客観的に評価することができます。

- ✓ 総合評価落札方式の加点対象として CPD 実績が評価されます。
- ✓ 令和 3 年 4 月より、CPD は経営事項審査の審査項目に加わりました。

対象者は？

この制度は、以下の資格者が対象です。

- 建築士（一級・二級・木造）
- 建築設備士
- 建築／電気工事／管工事の施工管理技士・技士補

建築 CPD 情報提供制度参加者の活用の流れ

STEP1：制度を理解する

CPD とは何か？まずは制度のしくみを確認！

STEP2：参加登録する

ホームページ（[こちら](#)）より申請し、登録料(3,300 円/人)を支払えば完了！

CPDID・パスワードが発行されると単位を取得できます。

STEP3：プログラムを受講する

CPD 認定された講習を受けて、単位を取得しよう！

どんな講習が対象か検索するには[こちら](#)

STEP4：CPD 実績を確認する

CPD 情報システム（[こちら](#)）にログインし、単位取得状況を確認しよう！

STEP5：実績証明書を発行する

ホームページ（[こちら](#)）から申請できます。

発行手数料は 550 円/人です。

✓よくあるご質問

<https://jaeic-faq.freshdesk.com/support/solutions/157000214209>

目次

1. 建築 CPD 情報提供制度の概要.....	3
1.1 建築 CPD 情報提供制度とは.....	3
1.2 建築 CPD 情報提供制度の目的.....	3
1.3 用語.....	4
1.4 対象者.....	4
1.5 建築 CPD 情報提供制度の運営体制.....	5
1.6 建築 CPD 情報提供制度の仕組み.....	6
1.7 CPD 参加者の責務.....	7
1.8 抹消と停止.....	7
1.9 個人情報保護.....	7
2. 制度への参加登録.....	8
2.1 新規参加登録申請.....	8
2.2 建築 CPD 情報提供制度参加者カード（プラスチックカード）発行手続き（オプションサービス）.....	9
2.3 登録内容の変更申請.....	10
2.4 新規参加登録の有効期限と継続利用.....	10
2.5 社員データ提供サービス（企業向けオプションサービス）.....	11
3. 認定プログラム.....	13
3.1 対象となる CPD プログラムの形態分類.....	13
3.2 対象となる CPD プログラムの分野分類.....	14
3.3 共通認定プログラム.....	15
3.4 建築士法に規定された定期講習の建築 CPD 実績の登録.....	15
3.5 建設業法に定められた監理技術者講習の建築 CPD 実績の登録.....	16
3.6 専門家派遣としての災害対策支援活動（震災時等建築物応急危険度判定、罹災証明書発行のための被害認定調査、被災者向け建築相談等）の建築 CPD 実績の登録.....	16
4. 建築 CPD 実績.....	17
4.1 建築 CPD 実績の登録・管理.....	17
4.2 建築 CPD 実績の推奨認定時間数（推奨単位数）.....	17
4.3 建築 CPD 実績証明書の発行.....	18
5. 参考 建築 CPD 運営会議規定.....	20

1. 建築 CPD 情報提供制度の概要

この参加登録者用ガイドライン（センター会員用）は、（公財）建築技術教育普及センターが運営する「建築 CPD 情報提供制度」について、制度のしくみや CPD 実績の蓄積を必要とする参加者の手続きの方法などについて定めたものです。あわせて、問合せの多い内容に関する注意点などを記載しています。

1.1 建築 CPD 情報提供制度とは

建築 CPD 情報提供制度とは、建築士等の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築 CPD 情報提供制度の参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度です。

CPD は「Continuing Professional Development」の略語です。

1.2 建築 CPD 情報提供制度の目的

✓ 建築 CPD 運営会議構成団体（「1.5 建築 CPD 情報提供制度の運営体制」参照）が運用する CPD 制度を連携させ、各団体の認定プログラムを相互で認定し、建築 CPD 情報提供制度のプログラムに参加するための情報を幅広く提供することにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資することを目的としています。

建築 CPD 運営会議構成団体が管理する建築士等の建築 CPD 受講実績を建築 CPD 運営会議データベースで統合的に管理・証明し、以下の用途に活用できるようにすることを目的としています。

- ✓ (1) 公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査、経営事項審査等への活用。
- (2) 建築士等が自己の受講実績を提示することにより、一般消費者が行う適正な建築士等の選定等への活用。

1.3 用語

(1) CPD 参加者

建築 CPD 情報提供制度に参加登録を行い、認定プログラムを受講し、CPD 実績を蓄積しようとする技術者をいいます。

(2) 認定プログラム

研修プログラムのうち、建築 CPD 情報提供制度のプログラム審査機関が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等をいいます。

(3) プロバイダー

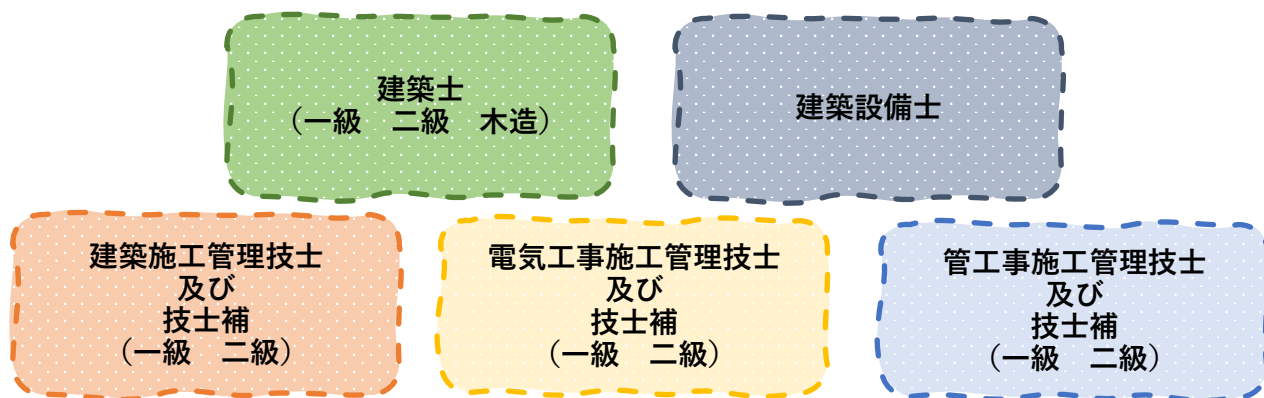
認定プログラムの実施者をいいます。

(4) CPD 実績、認定時間（単位）

CPD 実績は認定プログラムを受講した個人の記録のことをいい、認定時間（単位）は CPD 実績を定量的に表したものです。概ね講習会 1 時間が 1 認定時間（単位）に相当します。

1.4 対象者

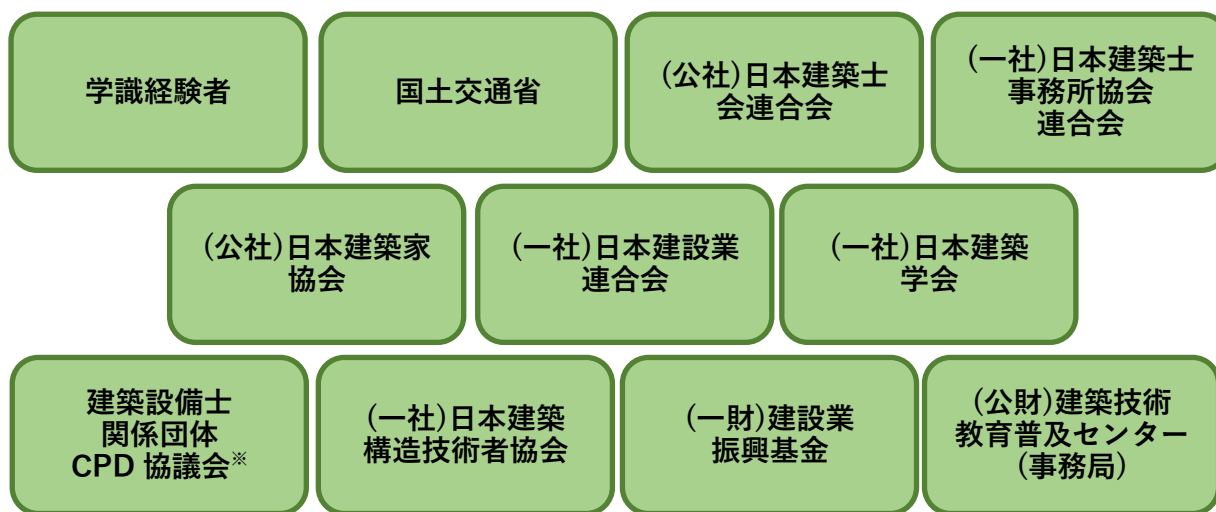
建築 CPD 情報提供制度へ参加登録することができる者は、以下の資格保有者（以下「建築士等」という。）としています。



1.5 建築 CPD 情報提供制度の運営体制

建築 CPD 情報提供制度の運営は、建築関係団体等で構成された建築 CPD 運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）が行います。

建築 CPD 運営会議構成団体



※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、(一社)日本設備設計事務所協会連合会、(公財)建築技術教育普及センター

✓ 建築 CPD 運営会議が行うこと

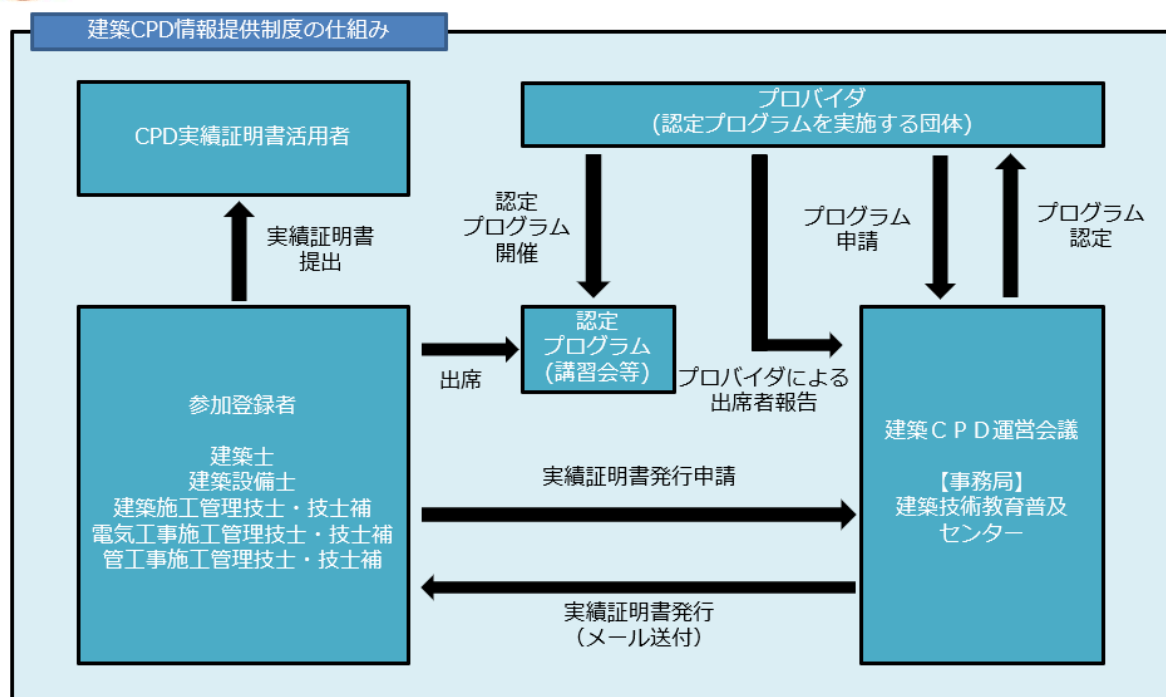
- (1) プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- (2) プログラム認定制度及びプログラム（特別認定講習会を含む）の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- (3) 建築 CPD 運営会議データベースの管理
- (4) 建築 CPD 実績証明書の発行
- (5) 建築 CPD 情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- (6) 建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- (7) 建築 CPD 情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- (8) その他建築 CPD 情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

また、建築 CPD 運営会議の下に建築 CPD 運営会議プログラム審査会を設置します。

❖ 建築 CPD 運営会議プログラム審査会が行うこと

- (1) 運営会議プログラム審査会へ申請されたプログラムの審査、認定及び監査並びにプログラムの情報提供
- (2) 特別認定講習会の審査、認定及び監査

1.6 建築 CPD 情報提供制度の仕組み



建築 CPD 運営会議プログラム審査会が建築士等の能力開発にふさわしい研修として認定した講習会等の認定プログラムに CPD 参加者が出席し、その情報を CPD 単位として登録することで CPD 参加者の CPD 実績を蓄積します。この実績に基づき、CPD 参加者の求めに応じて証明書を発行します。これら一連の登録・管理等の事務は建築 CPD 運営会議事務局において行います。

1.7 CPD 参加者の責務

CPD 参加者は、建築士等として必要な能力の開発に資する活動を継続して行うことの重要性を認識し、自ら積極的に研鑽に励み、その知識及び技術の維持及び向上に努めなければなりません。また、認定プログラムの受講にあたっては誠実に履修し、各種の申請手続きについては公正に行わなければなりません。

1.8 抹消と停止

制度に係る各手続きや申請等において虚偽の申請等が認められた場合、CPD 情報システム利用の一定期間の停止、参加登録の抹消などの措置を講じます。また、登録された CPD 実績は取消します。

必要な費用の振込がない場合にも、同様の措置を講じます。

1.9 個人情報保護

建築 CPD 運営会議の事務局である（公財）建築技術教育普及センターでは、個人情報の取扱いについて以下のとおり方針を定め、個人情報に関する情報の適正な収集・利用・管理と保護に努めています。詳しくは（公財）建築技術教育普及センター HP（<https://www.jaeic.or.jp/>）の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）をご確認ください。

2. 制度への参加登録

CPD 実績を蓄積しようとする建築士等は、認定プログラムの受講前にあらかじめ建築 CPD 情報提供制度への参加登録申請が必要です。(参加登録が済む前に受講したプログラムの単位は登録できません。)

なお、建築士会、(公社)日本建築家協会、建築設備士関係団体 CPD 協議会、(一財)建設業振興基金の CPD 制度に参加している方については、所属している団体等において、参加登録を行いますので、詳細については各団体にお問い合わせ下さい。

2.1 新規参加登録申請

(1) 申請方法

本制度へ参加する方法は、2 種類あります。以下 URL の申請フォームより所定の手続きを行ってください。

①新規参加登録 【個人】	毎年 of 更新手続きの際、個人宛の請求書発行をご希望の方
②新規参加登録 【法人】	毎年 of 更新手続きの際、会社宛の請求書発行（所属社員まとめて一括の請求）をご希望の方

📌 新規参加登録申請フォーム

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/cpd_member.html

(2) 参加登録申請手数料

3,300 円/人（税込）※

※建築 CPD 情報提供制度プラスチックカードは、別途発行手数料をいただいたうえで希望者にのみ発行を行います。発行を希望する方は、「2.2 建築 CPD 情報提供制度参加者カード（プラスチックカード）発行手続き（オプションサービス）」をご参照ください。

(3) 手数料振込先

振込先をメールでお知らせいたします。2 営業日以内にメールが届かない場合は、本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでお問い合わせください。

なお、振込手数料は申請者の負担とします。一旦振り込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

また、インボイス制度に対応した払込証明書（領収書）が必要な場合は、振込完了後、下記 URL より発行のご申請を行ってください。

✓ 払込証明書発行申請フォーム

https://jaeic-koshu.jp/inquiry/payment_certificate.html

(4) 参加登録の完了

手数料の振込を確認後、参加者 ID とパスワードの記載された完了通知及び建築 CPD 情報提供制度参加者カードの PDF データをメール送付いたします。（プラスチックカードの発行を希望した方へはメールの他、プラスチックカードを郵送いたします。）参加者 ID とパスワードは、「CPD 情報システム（参加者用）」を利用するために必要となりますので必ず保管してください。

✓ CPD 情報システム（参加者用）

<https://jaeic-cpd.jp/index.php>

2.2 建築 CPD 情報提供制度参加者カード（プラスチックカード）発行手続き（オプションサービス）

参加者にはカードの PDF データをメール送付しますが、プラスチックカードの発行を希望の場合は、別途発行手数料をいただいたうえで発行いたします。

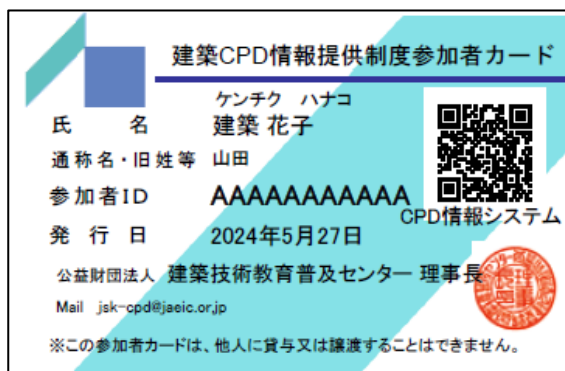
(1) 受付

プラスチックカードの発行を希望する場合は、新規参加登録申請と同時に申し込みしてください。新規参加登録後に発行する場合や紛失等で再発行を希望する場合は、その旨、本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでご連絡ください。

(2) カード発行手数料

1,100 円/件（税込）

(3) プラスチックカード（サンプル）



2.3 登録内容の変更申請

参加者情報や法人情報に変更があった場合は、以下 URL の申請フォームより変更様式を入手のうえ手続きを行ってください。

✓ 登録内容変更申請フォーム

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/cpd_member.html

2.4 新規参加登録の有効期限と継続利用

(1) 有効期限

制度への新規参加登録の有効期限は、お申込み日にかかわらず当該年度の年度末までです。

(2) 継続利用手数料（データ管理手数料）

3,300 円/人（税込）

制度を継続利用する場合、データ管理手数料（年会費）（4月1日から翌年3月末日を1年とします。）の請求書を毎年3月～4月頃に送付します。期限までに振込がない場合、あるいは登録の取消し手続きが行われた場合は、参加登録を取消します。

2.5 社員データ提供サービス（企業向けオプションサービス）

CPD 情報システムを利用して、建築士事務所又は設備事務所、建設会社等の企業（以下、企業という。）の担当者が社員や役員等（以下、社員等という。）の CPD 情報を一括して閲覧等を行う方法として、社員データ提供サービスを オプションサービス として提供しています。

サービス内容

①社員等の CPD 記録の確認	企業の担当者が社員等の CPD 記録の確認が行えます。
②社員等の CPD 実績情報データの一括ダウンロード	企業の担当者が CPD 実績情報として証明時間等のダウンロードが行えます。
③実績証明書発行手数料の年度とりまとめによる請求書払い	実績証明書の発行手数料を年度とりまとめによる請求書払いとすることができます。毎年 4 月頃に企業の担当者へ請求書をお送りいたします。
④建築教育動画の割引	（公財）建築技術教育普及センターから CPD 参加登録した社員を対象に、建築教育動画配信サイトで配信している一部の建築教育動画を割引価格にて視聴いただけます。 <建築教育動画配信サイト> https://jaeic-cpd.jp/video/movielist.html
⑤建築教育動画視聴料の月次とりまとめによる請求書払い	建築教育動画視聴料を月次とりまとめによる請求書払いとすることができます。1 か月ごとに企業の担当者へ請求書をお送りいたします。
⑥企業内研修動画の配信	本サービスを利用中の企業かつ、当センターに企業内研修プロバイダーの登録をしている企業を対象として、建築教育動画サイト内に企業内研修を「オンデマンド配信」で実施するためのデータ領域を提供します。 （配信動画保存容量 1GB まで無料です。1GB 以上利用する企業には本サービス利用手数料とは別に手数料が発生します。）

(1) 申込方法

下記の資料に必要事項をご入力の上、本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでご提出ください。

- ・ 社員データ提供サービス申込・内容変更兼用申請書（様式 7）
- ・ 社員等登録・変更兼用申請書（様式 8）

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/cpd_member.html から様式をダウンロードしてご利用ください。

(2) サービス利用手数料

参照する社員数 1 人～99 人	4,950 円（税込）
参照する社員数 100 人～	11,000 円（税込）

(3) 手数料振込先

「2.1（3）手数料振込先」をご参照ください。

(4) 申込の完了

「(1) 申込方法」の様式及びサービス利用手数料の振込を確認後、社員データ提供サービス ID とパスワードの記載された完了通知を（公財）建築技術教育普及センターより送付いたします。社員データ提供サービス ID とパスワードは、CPD 情報システムを利用するために必要となりますので必ず保管してください。

(5) 社員等の変更

社員等として登録した者に変更が生じた場合は速やかに社員等登録・変更兼用申請書（様式 8）をメールで送付して下さい。（様式は「(1) 申込方法」からダウンロードを行ってください。）

(6) 社員データ提供サービスの有効期限と継続利用

本サービスの有効期限は、**お申込み日にかかわらず当該年度の年度末まで**です。
「(2) サービス利用手数料」の人数に応じた利用手数料の請求書を毎年 4 月頃に送付しますので、継続利用をご希望の場合、所定の期限までにお振込みください。（参照する社員数は 3 月 31 日時点の人数を基に計算いたします。）

3. 認定プログラム

CPD 実績の登録にあたっては、受講するプログラムが建築士等の知識及び技術の向上につながるプログラムであることが必要です。このため、プログラムの認定にあたっては、プロバイダーから認定申請を受けたのち、下記にある形態分類表や分野分類表などの建築 CPD 情報提供制度認定基準を満たすかどうかについて、建築 CPD 運営会議プログラム審査会が審査を行います。

建築 CPD 運営会議では建築士等にふさわしいプログラムを認定し、原則として、CPD 情報システム（参加者用）（「2.2.1（4）参加登録の完了」参照）上にそのリストを公開します。**CPD 対象のプログラムを受講したい場合は、CPD 情報システム（参加者用）からプログラムを探してください。（URL は「2.2.1（4）参加登録の完了」参照）**

3.1 対象となる CPD プログラムの形態分類

形態	CPD 内容	コード番号
参加学習型	定期講習会 建築士法の規定による定期講習（一級・二級・木造建築士定期講習、構造・設備設計一級建築士定期講習）（注1）	K105
	監理技術者講習会 建設業法の規定による監理技術者講習	K109
	特別認定講習会 特別認定講習会	K110
	講習会 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会、学会・協会主催の研究発表会、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会）、通信教育等	K140
	見学会 見学会、国内外視察、企業内研修（所属組織内における見学会、国内外視察）	K150
情報提供型	講師 基準・規準・指針・マニュアル等講習会、セミナー／シンポジウム／講演会／ワークショップ、各団体大会の講師、学会・協会主催の研究発表等、企業内研修（所属組織内における技術・研究発表会、研修会、見学会、国内外視察）見学会・国内外視察の講師	K210
	社会貢献 専門家派遣としての災害対策支援活動（注2）（震災時等建築物応急危険度判定、罹災証明書発行のための被害認定調査、被災者向け建築相談等）、地方自治体主催の建築相談等の公共性の高い活動	K240

（注1）管理建築士講習、構造・設備設計一級建築士講習は含まない。

（注2）地方自治体や建築関係団体による専門家派遣に限る。営利団体による専門家派遣（保険会社の依頼等）及び専門性を伴わない災害ボランティア等は含めない。

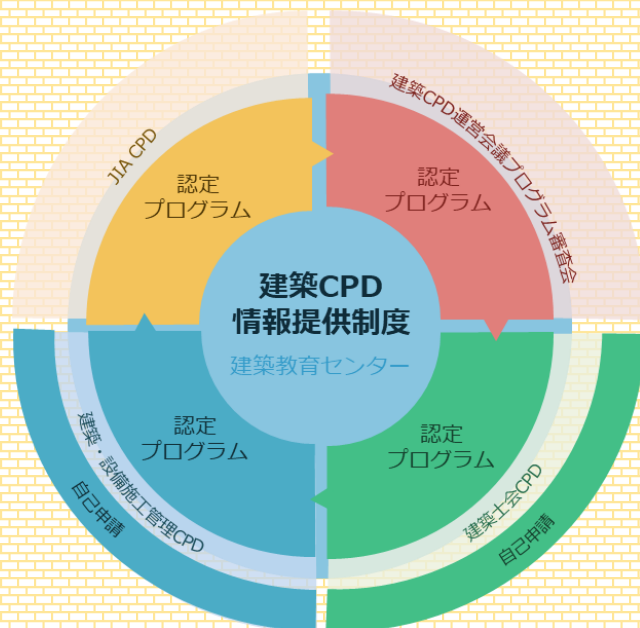
3.2 対象となる CPD プログラムの分野分類

分野	系（分類）	キーワード	プログラムコード	審査用コード
倫理・法令分野	倫理		B110	B1
	法律、規準、基準、規格、建築紛争		B120	
	その他		B130	
設計・監理分野	計画系	建築意匠、建築計画、建築材料、街づくり、都市計画、保存・再生、景観、福祉、環境、防災計画 等	B210	B2
	構造系	力学・動力学、構造解析、構造材料、各種構造学、基礎構造、地震・耐震工学、構造設計法、耐震診断、補修・補強技術 等	B220	
	設備系	空調	B231	
		衛生	B232	
		電気	B233	
		輸送	B236	
		全般	B234	
		その他	B235	
施工管理分野	建築系	総合施工計画、仮設、土工事、杭地業、躯体、仕上げ、改修、解体 等	B310	B3
	設備系	空調、衛生、電気、輸送、全般 等	B320	
マネジメント分野	生産・管理	企画、事業計画、コンストラクションマネジメント、プロジェクトマネジメント、リスクマネジメント、コスト管理、積算、品質保証、安全管理、コンカレント設計、ISO、ファシリティマネジメント、性能検証(コミッショニング) 等	B410	B4
	事務所等運営	企業・事務所運営、保険・保証制度、契約、訴訟、コンプライアンス 等	B420	
関連分野	関連分野	建築論、建築史、技術動向、BIM・CAD・その他コンピュータソフトウェア、工学技術に関する外国語、土木、エネルギー、リサイクル、学術・技術論、芸術・文化、化学、物理、機械、電子、SDGs、IoT 等	B510	B5

3.3 共通認定プログラム

建築 CPD 情報提供制度は、「建築士会 CPD」、「JIACPD」、「建築・設備施工管理 CPD 制度」とデータを連携しています。上記 CPD 制度が建築 CPD 情報提供制度と同様の認定基準でプログラムの認定を行い、認定プログラムを相互で認定して CPD 参加者の利便を向上させています。上記 CPD 制度との共通認定プログラムであれば、そのプログラムを受講しても単位登録ができます。（一部対象外のプログラムあり）

共通認定プログラムのイメージ



※原則自己申請プログラムは建築 CPD 情報提供制度の対象外です。

3.4 建築士法に規定された定期講習の建築 CPD 実績の登録

建築士法に規定された定期講習（以下、「建築士定期講習」という。）は、原則、実施するプロバイダーにより、認定プログラムとして登録されている建築士定期講習が対象ですが、認定プログラムとして登録されていない建築士定期講習※は、自己申請により CPD 実績として登録することができます。（手数料 550 円（税込）/件がかかります。）

なお、自己申請受付期間は実施の翌年度末までとなります。自己申請を希望される方は、事前に本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでご連絡ください。

※CPD 情報システム（参加者用）（URL は「2.2.1（4）参加登録の完了」参照）に掲載のない建築士定期講習をいいます。

3.5 建設業法に定められた監理技術者講習の建築 CPD 実績の登録

監理技術者講習は建設業法に定められた講習です。実施するプロバイダーにより、認定プログラムとして登録されている場合と、登録されていない場合があります。認定プログラムでない監理技術者講習についても、自己申請により CPD 実績として登録することができます。詳しくは（一財）建設業振興基金までご連絡ください。

✓ (一財)建設業振興基金 HP

<https://www.fcip-cpd.jp/register>

3.6 専門家派遣としての災害対策支援活動（震災時等建築物応急危険度判定、罹災証明書発行のための被害認定調査、被災者向け建築相談等）の建築 CPD 実績の登録

専門家派遣としての災害対策支援活動は、事後申請の場合でも CPD 実績として登録することができます。（手数料はかかりません。）なお、申請受付期間は活動した日の翌年度末までとなります。申請を希望される方は、事前に本ガイドライン表紙にあるメールアドレスまでご連絡ください。

災害対策支援活動名	活動時間	認定時間(単位)
震災時等応急危険度判定	1 日	7 認定時間（単位）
罹災証明書発行のための被害認定調査、被災者向け建築相談等	1 日	7 認定時間（単位）
	半日 [※]	4 認定時間（単位）

※半日は、午前、午後、あるいは午前・午後にまたぐ場合によらず、すべて 4 時間とします。

4. 建築 CPD 実績

4.1 建築 CPD 実績の登録・管理

(1) 建築 CPD 実績の登録

CPD 参加者が認定プログラムを受講し、所定の出席者名簿に氏名、参加者 ID 等を記載し、プロバイダーがその名簿を事務局に提出することにより、学習内容（講習会等の名称、日時、形態、分野、CPD 単位等）が CPD 実績として保存されます。

なお、プロバイダーに参加者 ID 等を伝えなかったり、伝えた参加者 ID 等に不備があったりした場合は実績が登録されません。

(2) 建築 CPD 実績の認定時間（単位）

建築 CPD 実績の認定時間（単位）は、実時間（講習会であれば、休憩時間等の CPD 対象外の時間を除いた講習時間）とします。

(3) 建築 CPD 実績の登録に要する期間

プロバイダーがシステムから提出される出席者名簿により建築 CPD 実績が登録されるため、講習会実施から登録までに時間がかかる場合があります。建築 CPD 実績の登録をお急ぎの場合は、プロバイダーにお問い合わせください。

(4) 建築 CPD 実績確認方法

建築 CPD 実績の確認は、CPD 情報システム（参加者用）（URL は「2.2.1（4）参加登録の完了」参照）を利用することにより行うことができます。

(5) 建築 CPD 実績の保存期間

建築 CPD 実績の保存期間は、原則として、5 年間とします。

4.2 建築 CPD 実績の推奨認定時間数（推奨単位数）

年間 12 認定時間（単位）

4.3 建築 CPD 実績証明書の発行

建築 CPD 実績証明書の発行申請は、建築 CPD 運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）で受付けます。発行については以下の点にご注意ください。

- ✓ 建築 CPD 実績証明書の発行申請には、証明を必要とする者の承諾が必ず必要となります。
- ✓ 企業内研修、講師派遣型企業内研修については、年間 20 認定時間が上限です。
- ✓ 日時が重複しているプログラムの受講が発見された場合には、その認定時間（単位）は除いて証明されます。
- ✓ 建築士会 CPD 等で取得できる認定教材の認定時間（単位）などは、建築 CPD 実績証明書では証明されません。

証明書様式※	概 要
様式 3-1	・国土交通省地方整備局等の設計・工事監理業務に対するプロポーザル方式・総合評価方式等で活用されている様式です。 ・建築士定期講習の受講履歴は含まれません。 ・営繕業務関係特別認定講習会については、認定時間に 3 を乗じた値が取得単位数となります。 ・特別認定講習会については、認定時間に 2 を乗じた値が取得単位数となります。 ・その他のプログラムについては、認定時間が取得単位数となります。
様式 3-3	・国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等の工事業務や、都道府県、市区町村で活用されることが多い標準的な様式です。 ・提出先より特に様式の指定がない場合は、こちらをご利用下さい。 ・認定時間が取得単位数となります。
様式 3-4	・様式 3-3 に申請者別の「形態分類」別、「分野分類」別の集計が付いている様式です。提出先から指定がある場合にご利用下さい。
様式 3-5	・様式 3-3 に申請者別の受講履歴（受講した個別のプログラム名等）が付いている様式です。提出先から指定がある場合にご利用下さい。

※発行される証明書の様式については、提出先にご確認下さい。

* 様式 3-2 は廃止になりました。（平成 27 年 4 月 1 日より廃止）

(1) 申込

下記の申請フォームより発行申請手続きを行ってください。(様式のサンプルも下記 URL にございます。)

✓ 建築 CPD 実績証明発行申請フォーム

https://www.jaeic.or.jp/navi_cpd/kcpd/cpd_certificate.html

(2) 発行手数料

550 円/人 (税込)

(3) 送付方法

申込時に入力したメールアドレスへ実績証明書の PDF データを送付します。郵送をご希望の場合、印刷発行事務等手数料として 1,100 円 (税込) ががかかります。

(4) 手数料振込先

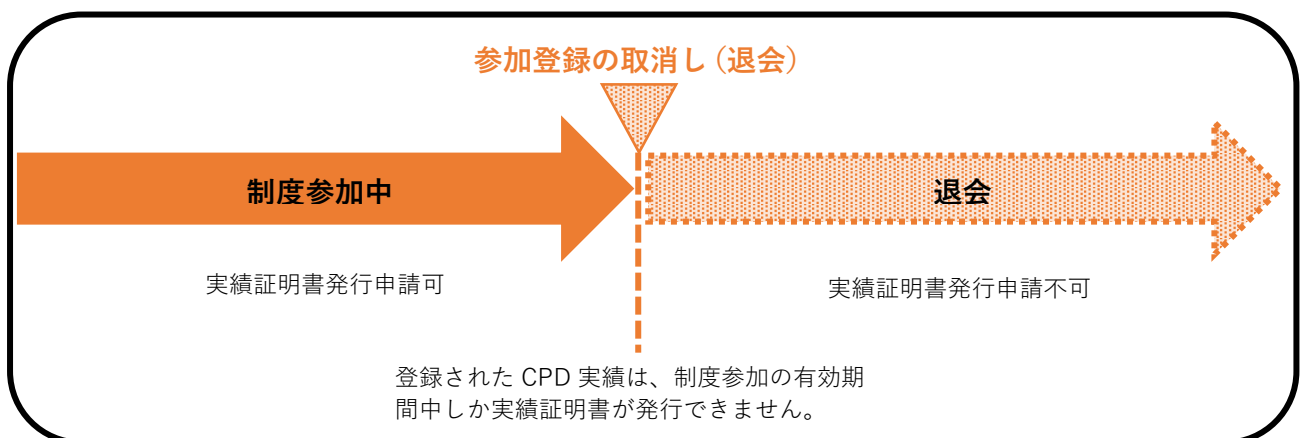
建築 CPD 実績証明書発行申請フォームより申請手続き後、画面に表示される、又は仮受付完了メールに記載されているお振込先へ手数料をお振込みください。

なお、振込手数料は申請者の負担とします。一旦振り込まれた手数料は、当事務局に責がある場合を除き、返還しません。

(5) 発行にかかる期間

ご入金確認後、原則 2 営業日以内に建築 CPD 実績証明書を発行し、ご指定の方法で送付いたします。時間に余裕を持って申請を行ってください。

(6) 実績証明書発行可能期間



実績証明書の発行は制度利用が可能な期間においてしかできません。登録された CPD 実績は原則として 5 年間は保存されていますが、制度参加を取りやめた場合 (退会した場合)、実績証明書の発行申請もできなくなります。

実績証明書の発行は、退会前に行ってください。

5. 参考 建築 CPD 運営会議規定

建築 CPD 運営会議規定

平成18年4月11日制定

平成25年5月16日変更（い）

平成27年12月7日変更（ろ）

令和6年 5月17日変更（は）

（名称）

第1条 本運営会議は、建築CPD運営会議と称する。

（目的）

第2条 建築CPD運営会議は、建築士、建築設備士等の資格者（以下「建築士等」という。）として必要な知識及び技能の維持向上を図るため、建築士等に対し行う建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度（以下「建築CPD情報提供制度」という。）を運営する。（い）

（構成）

第3条 建築CPD運営会議は、学識経験者及び国土交通省職員各2名並びに建築CPD運営会議設立団体及び建築CPD運営会議が入会を認めた団体（以下「建築CPD運営会議構成団体」という。）の指定する者各2名以内で構成する。（い）

2 建築CPD運営会議設立団体は、(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建設業連合会、(一社)日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会※、(一社)日本建築構造技術者協会及び(公財)建築技術教育普及センターとする。

※建築設備士関係団体 CPD 協議会参加団体

(公社)空気調和・衛生工学会、(一社)建築設備技術者協会、(一社)電気設備学会、

(一社)日本設備設計事務所協会、(公財)建築技術教育普及センター

3 建築 CPD 運営会議が入会を認めた団体は、（一財）建設業振興基金とする。（い）

4 事務局は(公財)建築技術教育普及センターに置く。（い）

（座長）

第4条 建築CPD運営会議の座長は、学識経験者とする。

（会議の開催）

第5条 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が必要と認めたとき開催する。

2 建築CPD運営会議は、建築CPD運営会議座長が召集し、これを主宰する。

(建築CPD情報提供制度の目的)

第6条 建築CPD運営会議構成団体が運用するCPD制度を連携させ、各団体の認定プログラムを相互で認定し、建築CPD情報提供制度のプログラムに参加するための情報を幅広く提供することにより、建築士等の知識・技能の維持向上に資すること。(は)

2 建築CPD運営会議構成団体が管理する建築士等の建築CPD受講実績を建築CPD運営会議データベースで統合的に管理・証明し、以下の用途に活用できるようにすること。(は)

- ① 公共工事の設計者選定、設計プロポーザル審査、建築士事務所登録、公共工事入札参加資格審査等への活用。(い)(は)
- ② 建築士等が自己の受講実績を提示することにより、一般消費者が行う適正な建築士等の選定等への活用。(は)

(業務)

第7条 建築CPD運営会議の業務は、建築CPD情報提供制度の業務に関する次の事項とする。

- ① プログラム認定基準、特別認定講習会認定基準、プログラム認定制度認定基準の作成・改定
- ② プログラム認定制度及びプログラム(特別認定講習会を含む)の審査、認定及び監査並びに認定したプログラムの情報提供
- ③ 建築CPD運営会議データベースの管理
- ④ 建築CPD実績証明書の発行(建築CPD実績情報の公開については今後の検討)
- ⑤ 建築CPD情報提供制度マニュアルの作成・改訂
- ⑥ 建築士等として必要な知識技能の維持向上の促進に関する検討
- ⑦ 建築CPD情報提供制度運営上の不正等に対する罰則・処分の検討・決定
- ⑧ その他建築CPD情報提供制度の目的を達成するために必要な業務

(建築CPD運営会議プログラム審査会の設置及び構成)

第8条 個別のプログラム(特別認定講習会を含む)の審査・認定及び監査を行うため、建築CPD運営会議プログラム審査会を設置する。

2 建築CPD運営会議プログラム審査会は、学識経験者1名、建築CPD運営会議構成団体の指定する者各1名及び委員長が指定する者若干名で構成する。(い)(ろ)

3 学識経験者を委員長とする。

4 事務局は(公財)建築技術教育普及センターに置く。(い)